

山梨県県産木材利用促進条例作成委員会 先進事例調査（宮城県）概要

- 1 実施日 平成30年9月10日（月）
- 2 場 所 宮城県議会
- 3 調査者
委員長 鈴木 幹夫
副委員長 望月 利樹
委 員 中村 正則 浅川 力三 石井 脩徳 桜本 広樹
渡辺 淳也 卯月 政人 飯島 修 安本 美紀

欠席者 なし
- 4 対応者 宮城県議会事務局 峯浦政務調査課長
- 5 調査事項 「みやぎ森と緑の県民条例」について
- 6 主な質疑応答

問) まず、この「みやぎ森と緑の県民条例」の中で、前文の「先人達が守り」というところがしっかり書かれていて、第3条の基本理念も具体的に木材産業の振興は何か必要なのかと、3つに分けてあってすばらしいと思う。

課題も、本県もそうだが、やはり担い手不足ということを言っており、第18条には「林業の魅力の発信、森林及び林業に係る教育並びに」とあるが、例えば地域で担い手の教育をすとか、私は小さいときからの教育が必要だと思う。この第18条の教育に関しては、具体的に学校教育も考えているのか、方針としてあったら伺います。

答) 基本的には、あまり小さい時期から、森林林業に関してはやっていないが、「木育」ということで、木の玩具とか積み木を使った取り組みを行っている。

森林林業の担い手を育成するという観点からは、将来の職業の選択肢に入れてもらおうと、林業の現場のほうに案内して、現場の作業とか、必要な機械、座学で林業への取り組み、森林の持つ公益的機能といった内容について、高校生を対象にしてガイダンスを行っている。

問) 教育現場は、とても忙しいと思うが、高校生にそういうことをやっていくこと

は、とてもよいことだと思う。

もう1点、私もここに伺う前、事前の資料でセルロースナノファイバーが目にとまり、日本製紙株式会社、すごいハイテクということだが、全くわからない。昨年の4月から稼働しているということで、これは雇用の創出とか、産業の発展にも寄与するのではないかと思うが、その辺はどうか。

このセルロースナノファイバーというのは、他府県でも例があるのか。あるいは海外に例があるのか。

答) 基本的には、日本製紙が一番進んでいるとは思いますが、まだ実用化といっても、かなり限られた部分でしか使われておらず、紙おむつだとかに今は使われているようだが、いずれは木材の細胞を活用してナノファイバー、をつくっていくということで、弾力性もあって、さらに鉄よりも強いという素材なので、これから新たな分野への活用が期待される。

雇用の創出とか、まだそこまで行っている段階ではない。

問) セルロースナノファイバーについては、CLTもそうだが、産学官で進めていくという理解でいいのか。

答) 基本的に、セルロースナノファイバーもCLTについても、協議会という形で産学官連携で進めている。特に、CLTについては、これまで鉄筋コンクリート等で行っていたビルとか商業施設をCLT、木質系のパネルで作成していくということで、東北大学の工学部建築科の先生にも入っていただき、建築士事務所協会とか、ゼネコン、といった産学官連携のもとで、今後、普及するためにはこういったものが必要かというのを、かなり細かいところまで検討してもらっている。

問) 条例の中に、市町村の役割と責務を設けられたということで、山梨県には条例の中にそういうものがないが、林業の振興とか、森林を守るという意味で、これから森林環境税が導入されていって、市町村が取り組まなければならない課題もたくさん出てくることから、行政に携わる市町村の人材育成が大きな課題になっていると思う。例えば県の基本計画等の中で、市町村の人材育成で何かあったらお伺いしたい。

答) 森林環境税、森林経営管理法とその財源となる森林環境譲与税ということで、平成31年度から実施されるが、森林経営管理法においても、市町村の責務と役割が定められている。これまで、市町村主導でなかなか整備できなかった森林整備あるいは木材利用を行っていくということで、やはり執行体制がかなり脆弱な市町村が

多いということから、国の地域林政アドバイザー制度というのがあり、県や国のOB、あるいは森林組合、林業事業体のOBをアドバイザーとして活用し、市町村にアドバイスをしていく。

また、市町村に知識、能力を身につけてもらうということで、来年から研修も実施することを検討している。

問) 説明の中に、市役所の庁舎も国の認証材でつくられた全国初という話があったが、私の住む富士川町でも庁舎をつくらうということで、やはり同じような動きをしたいと思っているので、もう少し詳しく教えてほしい。

答) 南三陸町の庁舎は、津波で被害を受け全壊したが、それに伴う新築工事で、基本的には、鉄筋コンクリートが主体になるが、木材を使える部分は木材を使うということで、南三陸森林管理組合が、国際森林認証、F S Cの認証を受けていたので、木材については、そのF S Cの認証を受けた木材を使い一部をつくった。

問) 同じような県産材を使って、さまざまな建物をつくっていくと、技術革新が進んで、ある程度、強度計算ができるようになると思う。山梨でもそういう動きがあるが、宮城県では、公共施設も、民間の施設もなるべく地元の木材でというような動きはあるのか。

答) 大きく2通りあり、一つは、震災の津波で被害を受けた個人の住宅について、県産材をある程度の比率で使った場合、1戸当たり50万円を補助するという事業を推進している。

また、CLTについては、まだ市町村の役場庁舎レベルまではいっていないが、会社の事務室だとか、工場も兼ねた非住宅等を「木のビルプロジェクト」として、実際、コンクリートよりも掛かり増しをする分に支援をする、補助をするということで、年間、今のところ、2棟ペースだが、将来的には10棟ぐらい、大きな木質系、CLTを使った建物をつくって、先進的な取り組み、あるいはそういったものの普及に努めていきたい。

問) 私どもも検討している中で、後発県だから他県にはないものに取り組んでいかなければならないという話も出ているが、花粉症対策も懸案になっており、伐採後、花粉が出ないようなものに積極的にかえていこうという国の方針等もある中で、貴県では、花粉症等について、何かパブリックコメントなどで、県民の方から出てきたような経緯はないか。あるいは、庁内で検討した事例があるようなら教えてほしい。

答) 花粉症等については、委員会の中でも、特に議論等はない。

答) 花粉症対策については、宮城県では無花粉まではなかなかいかないが、新たに植林する際、少花粉スギの植栽を計画的に取り組んでいる。

問) 森林に行政等が入る場合、相続とか所有権の移転が出ていなくて、施策も滞ってしまうということが多々ある。こちらでは市町村との関係というか、先ほど説明であったが、所有者との関連というか所有権移転といった責任ある継承は、どう捉えているか。

答) 森林経営管理法が平成31年から施行されるが、これまで森林整備が、所有者の継承がうまくいかない、あるいは不在の所有者などで、森林整備が進まないところについては、公告し申し出がなければ、市町村のほうで森林整備ができる制度になってる。ただ、所有権までは移転できないので、今後、林地台帳制度を今年度いっぱいにつくって、所有者も特定していくという作業を別途やっているが、所有権については、所有者を明確にしてからの対応になる。法律上、一般公告することによって整備はできるという体制になったので、そういったものを活用して、森林整備を進めていく。

問) この概要版の中に、10年後、2027年の基準を出されているが、これは、どういうふうな基準で10年後を想定したのか。

答) 毎年、10年ずつ実施計画をつくっており、今回、「森と緑の県民条例」ができたということで、これまでビジョンとしてきたものを、基本計画という形をつくった。10年後の目標については、これまで10年ずつ、30年つくってきたが、その傾向を見ながら10年後はこういった目標で取り組んでいきたいという、最大限努力して達成できる数字で設定している。

問) 私どもの県は、110年前に天皇陛下の御料地をいただいて、恩賜林という、現在の県有林になっているのが、貴県では、県有林の面積割合はどのぐらいあるか。

答) 森林面積が48万8,000ヘクタールに対して1万3,500ヘクタールぐらいが県有林なので、相当小さい。その約3分の2は県行造林といい、一般の土地所有者と分収契約を結んでいるところで、県有林は相当少なく2%ぐらい。

問) 条例の中に、県有林にかかわることは含まれていないのか。

答) 県有林も、一般の森林と同じように整備していく。特に、国際森林認証制度については、今、2段階取得して進めているが、国際認証制度がないと、オリンピックとかそういう国際的な建物に材料提供ができない流れになっているので、国際認証を広める上で、県有林が率先してやりたいが、実態としては、分収林があるので難しい。底地も県が所有している部分については、何とか取り組んでいきたい。

以上